

平成 24 年度 収集情報

項目	内容
テーマ	妊婦及び子供のカフェイン摂取についてのリスク評価と摂取量についての助言
調査目的や背景	<p>本件は、平成 21 年度の情報選定専門委員会で検討したが、データやリスクの程度等が不明確であったため、引き続き情報収集を継続してきた。今般、新たに追加された情報について報告する。</p>
調査結果	<p>○平成 23 年 3 月、食品安全委員会がファクトシートを公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康影響 <p>食品中のカフェインについて、一日摂取許容量（ADI）は設定されていない。</p> <p>一般的な急性作用は、中枢神経系の刺激によるめまい、心拍数の増加、興奮、不安、震え、不眠症で、消化管系の興奮状態は下痢、吐き気をもたらすことがある。長期的な影響としては、肝機能が低下している人の一部では、高血圧リスクが高くなる可能性がある。また、妊婦において胎児の発育を阻害する可能性がある。なお、子供のカフェイン摂取による長期的な影響の可能性に関する報告はない。</p> ・海外の状況 <p>国によっては、出生児が低体重となったり自然流産の可能性のあるなどの理由から、特に妊婦や子供、授乳中の女性に注意を呼びかけるとともに、目安となる最大摂取量を設定している。</p> ・国内の状況 <p>食品に添加されるカフェイン（抽出物）については、食品添加物として使用することが認められている。</p> <p>食品安全委員会においては、これまで、食品からのカフェインの摂取について、日本人の摂取状況に基づいた食品健康影響評価を実施していない。また、今回、ファクトシートとして国内外の情報を収集・提供したが、今後も情報収集を継続していくとしている。</p> <p>○平成 23 年 8 月、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）がファクトシートの更新版を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カフェインの添加をコーラ等の清涼飲料とエネルギー飲料のみに設

	<p>定し、エネルギー飲料については、子供、妊婦もしくは授乳中の女性及びカフェインに感受性の高い人には不適である旨を表示するよう義務付けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイエットサプリメントやエネルギードリンクは基準値を超えるカフェインを含有していることがわかった。 ・オーストラリア・ニュージーランド食品規制閣僚評議会はカフェイン入りエネルギードリンクについて提起された問題に対応するため、カフェインに関する政策指針の見直しに合意した。 <p>○平成 24 年 5 月、韓国食品医薬品安全庁 (KFDA) が、子供及び青少年を対象に安全なカフェイン摂取誘導のためのポスターを制作・配布</p> <p>KFDA は子供や青少年が好んで食べる食品(コーラ、チョコレート、エネルギードリンクなど) にカフェインが含まれることや、過剰摂取による健康影響の可能性があることから、食品中のカフェイン含有量、人体影響、高カフェイン飲料の確認方法などを記載したポスターを中・高等学校などへ配布することを発表した。</p> <p>カフェインの 1 日摂取推奨量は、子供は、体重 1kg 当たり 2.5mg 以下、大人 400mg、妊婦 300mg である。</p> <p><参考>都民が食品から摂取するカフェイン量 (推定)</p> <p>平成 21 年度都民健康・栄養調査における 1 人 1 日当たりの食品群別摂取量 (g) はコーヒー・ココア類 136.9g、茶類 362.0g であった。この数値を用いて推定されるカフェイン摂取量は 154mg である。</p>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会ファクトシート「食品中のカフェイン」(平成 23 年 3 月 31 日作成) ・オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 (FSANZ) ファクトシート (2011 年 8 月更新) http://www.foodstandards.gov.au/consumerinformation/caffeine/ ・オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 (FSANZ) ファクトシート (2011 年 8 月更新) (仮訳) (委員限り資料 2) ・食品安全情報 2012 年 No.9 (国立医薬品食品衛生研究所) ・東京都民の健康・栄養状況 (平成 21 年都民健康・栄養調査 東京都・区実施分集計結果) (東京都福祉保健局) ・都民が食品から摂取するカフェイン量 (推定) ・(参考資料) 平成 21 年度 安全情報 (東京都食品安全情報評価委員会平成 21 年度第 1 回情報選定専門委員会 資料 2-2)

